【表紙】

【提出書類】	**訂正報告書**
【根拠条文】	**法第27条の25第4項**
【提出先】	**関東財務局長**
【氏名又は名称】	**ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子**
【住所又は本店所在地】	**東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階**
【報告義務発生日】	-
【提出日】	**平成24年4月17日**
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ミスミグループ本社
証券コード	9962
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外有限責任会社）
氏名又は名称	Joho Fund, Ltd.
住所又は本店所在地	英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン島、ジョージタウン、ハーバー・センター、私書箱896、ゴールドマン・サックス（ケイマン）・トラスト・リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外有限責任会社）
氏名又は名称	Joho Asia Growth Fund, Ltd.
住所又は本店所在地	英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン島、ジョージタウン、ハーバー・センター、私書箱896、ゴールドマン・サックス（ケイマン）・トラスト・リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

３【提出者（大量保有者）／３】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外有限責任会社）
氏名又は名称	Joho Family Fund, LLC
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州10022、ニューヨーク、東59番街55番地
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

４【提出者（大量保有者）／４】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外リミテッドパートナーシップ）
氏名又は名称	Joho Partners, L.P.
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州10022、ニューヨーク、東59番街55番地15階
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

５【提出者（大量保有者）／５】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外リミテッドパートナーシップ）
氏名又は名称	Joho Asia Growth Partners, L.P.
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州10022、ニューヨーク、東59番街55番地15階
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

６【提出者（大量保有者）／６】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外非営利法人）
氏名又は名称	The Hollyhock Foundation, Inc.
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州10022、ニューヨーク、東59番街55番地
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト＆ケース法律事務所 弁護士 文永 智子
電話番号	03（6384）3300

第３【訂正事項】

訂正される報告書	平成24年01月05日提出の変更報告書No．4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年01月03日
訂正事項	上記1乃至5の提出者は、金融庁の平成22年3月31日付「株券等の大量保有報告に関するQ&A」問８の回答に従うと「保有者」に該当せず、従って本報告書の提出は不要であったため取下げます。